

カートライセンス発給規定
細則:ゴーカーライセンス

※下線部分:改正箇所

2022年改正案	現行規則
<p data-bbox="199 424 479 456">第1章～第4章(略)</p> <p data-bbox="490 520 815 552">細則:ゴーカーライセンス</p> <p data-bbox="199 596 1077 628"><u>国内カート競技の普及および振興を企図し、以下のとおり定める。</u></p> <p data-bbox="199 673 360 705">1. 取得要件</p> <p data-bbox="232 711 1106 1046">1) <u>年齢による制限は行わない。</u> 2) <u>JAFとライセンス発給に係る契約を締結したJAF公認カートコースまたはJAFに届け出を行ったコース(以下「届出コース」と言う)における走行時間が20分*以上あり、主要な信号旗およびカート車両の基本的な運転操作を理解しており、その証明を有する者。</u> <u>* 走行前のインストラクション時間を含めてよい。</u> 3) <u>準加盟/加盟/公認カートクラブまたは加盟/公認カートコース団体の代表者からの推薦を受けた者。</u></p> <p data-bbox="199 1094 456 1126">2. 参加可能イベント</p> <p data-bbox="232 1133 1106 1318"><u>レンタルカートやレジャーカート(空冷/水冷エンジンまたは電動)車両による国内格式以下のレースまたはタイムトライアル競技会。</u> <u>ただし、イベント主催者により設定される参加資格として年齢等の制限を課す場合がある。</u></p> <p data-bbox="199 1366 714 1398">3. ライセンスの新規申請および必要書類</p>	<p data-bbox="1128 424 1408 456">第1章～第4章(略)</p>

- 1) 所定の申請書に必要事項を漏れなく記入のうえ、J A F 公認カートコースまたは届出コースを通じて J A F へ提出する。
- 2) ライセンスに貼付する写真は、新規申請時に必ずしも貼付する必要はないが、その場合、次回走行時には必ず貼付すること。
- 3) 18歳未満の者は、親権者の承諾が必要となる(申請書に署名)。年齢確認書類は不要とする。但し、虚偽の申請が判明した時点で失効とする。
- 4) なお、障がいのある者は、ライセンスを取得する適正について J A F の審査を受け、承認を得なければならない。

4. ライセンスの発給料

ゴーカートライセンス発給手数料・再発行手数料は1,000円とする。

(本体価格909円+消費税(10%)91円)

なお、上記3. によるライセンス推薦申請料は無料とする。

すでに納入されたライセンス発給料は、いかなる理由でも返還されない。

5. ライセンスの有効期間と更新申請

1) 有効期間

ライセンスは最長3年有効とする。

年度の途中でライセンスを取得した者は、ライセンス発行日からその翌々年の12月31日までを有効期間とする。

2) 更新申請

(1) ライセンスの更新申請は、J A F 公認カートコースまたは届出コースにて所定の申請書により行うものとする。

(2) 更新は、ライセンス取得の翌々年の11月1日以降、次の3年間分につき申請することができる。

(3) ライセンス有効最終年の次年度の12月31日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失う。ただし、遅延の理由を J A F が承認したときはこの限りでない。

(4) ライセンスの発行以後に障がいなどでカートの運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたときは、ライセンスを取得する適正についてJAFの審査を受け、承認を得なければならない。

6. ライセンス所持の義務

競技会に出場する際は、その場において必ず所持していなければならない。

7. ゴーカートドライバーの服装

適切なサイズのフルフェイスヘルメット、長袖、長ズボン、グローブ、スポーツシューズを着用すること。

7. 適用

本規則は、2022年1月1日より施行する。

以上

以上